

浄化槽設置届出書 申請の流れ

R4. 5. 16更新

1. 事前確認

①放流先について

- ・放流先が「側溝放流・河川放流・水路放流（新規接続）」の場合
新規に側溝等に接続し放流する場合は、放流先の占有許可書の写しを浄化槽設置届出書に添付する必要があります。

「下水道認可取得区域外確認書」を上下水道整備課に提出し、経由印を受領
↓
上記確認書を占有許可申請書に添付し、占有物管理者に提出
↓
占有許可書を浄化槽設置届に提出

- ・放流先が「既設管接続」の場合
浄化槽の排水を既設管に接続する場合は、既設管の占有許可が出ているかを事前に占有物管理者に確認して下さい。（未許可の場合は、新規で申請を行う必要があります。）
また、占有許可条件の中に「放流先手前に半地下浸透を設置する」が記載されている箇所（市道・農道等）については、半地下浸透が設置済か事前に現地調査を行って下さい。（未設置の場合は、新規に半地下浸透を設置する必要があります。）

占有許可が出ているかを占有物管理者に事前に確認する。
↓
現地在占有条件を満たしているかを確認する。
↓
未許可、条件を満たしていない場合は申請、現場条件を満たす。

- ・放流先が「地下浸透」の場合
浄化槽排水の放流先が無く、地下浸透を設ける場合は、地下浸透柵の構造図を設置届出書に添付して下さい。
また、地下浸透構造図の中には、「群馬県浄化槽指導要綱」内にある放流先の条件について明記して下さい。

・地下浸透処理装置は、隣地境界線からおおむね3m以上離れている。
・付近の飲料用井戸は、水平距離で30m以上離れている。
・地下水位は、年間の一番高いときで、地表面から1.5m以上の深さにある。

を明記した地下浸透柵の構造図・配置図を添付。

②人槽について

浄化槽の人槽については、基本的に「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）に基づき決定されますが、算定式で計算された人槽と実情が大きく異なる場合は、別途建築部局へ事前協議を行って下さい。

例：人槽算定上は130m²以上の住宅で7人槽となるが、高齢の方のひとり暮らしであり、5人槽の浄化槽を設置することが好ましいと判断できる場合

2. 申請書類

①浄化槽設置届出書

浄化槽設置届出書の様式は、県ホームページ内にあります。各項目に必要事項を記入して下さい。

○注意事項

・設置場所の地番には小字名も記入して下さい。小字名が分からない場合は、事前に上下水道整備課へ問い合わせ下さい。

②環境保全に関する誓約書

○注意事項

・環境保全に関する誓約書には代理申請者情報を記入して下さい。

③案内図

○注意事項

・案内図は、場所を知らない方でも分かるものを添付して下さい。
(広域図の添付や、わかりやすい目印を明記する)

④配置図

○注意事項

・建物内のトイレ、生活排水系統全ての排水が浄化槽に入っているか確認して下さい。
(一部系統のみ接続の場合、浄化槽法7条検査が不合格となる恐れがあります。)
・浄化槽の検査柵から先についての放流先も明記して下さい。
(「既設管から側溝へ放流」等を明記する。半地下浸透が必要な箇所については、図面に半地下浸透の位置を明記する。)

⑤建物の間取平面図

○注意事項

・面積計算を図面内に明記して下さい。

⑥各種認定書（構造認定、型式認定、型式適合認定、型式適合認定書別途仕様書）

⑦新規に側溝等へ放流する場合、占用許可書の写し

⑧地下浸透へ放流する場合、地下浸透の構造図

提出部数：4部（市管理1部、建築部局管理1部、環境森林事務所1部、申請者控え1部）

提出先：沼田市役所上下水道整備課下水道係（経由印を押し、2部お返しします。）

↓

建築部局（沼田市役所建築住宅課建築指導係または沼田土木事務所建築係）